さしのべた その手がこどもの 命綱

（平成25年度「児童虐待防止推進月間」標語）

11月は児童虐待防止推進月間

平成25年11月1日発行
こども総合支援室
☎229-3284　FAX229-3334

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます。多様な家族形態や社会的背景の中で、家庭が本来の機能を果たせず、虐待につながる場合も多く、社会全体で早急に解決すべき重要な課題になっています。

児童虐待を防ぐために

市では、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要と考え、児童虐待についての連絡を受けると児童相談所に連絡し、関係機関から情報を集めます。その後、保育所や教育委員会、学校、保健センターなどが集まってチームを組み、支援の方法を検討し、必要があれば家庭訪問をするなど、協力して家庭支援を行います。

なお、子どもへの危険性が高い場合など、今後問題が発展しそうな場合は、子どもを児童相談所に一時的に保護するなど、市、児童相談所、警察署などが連携して対応します。
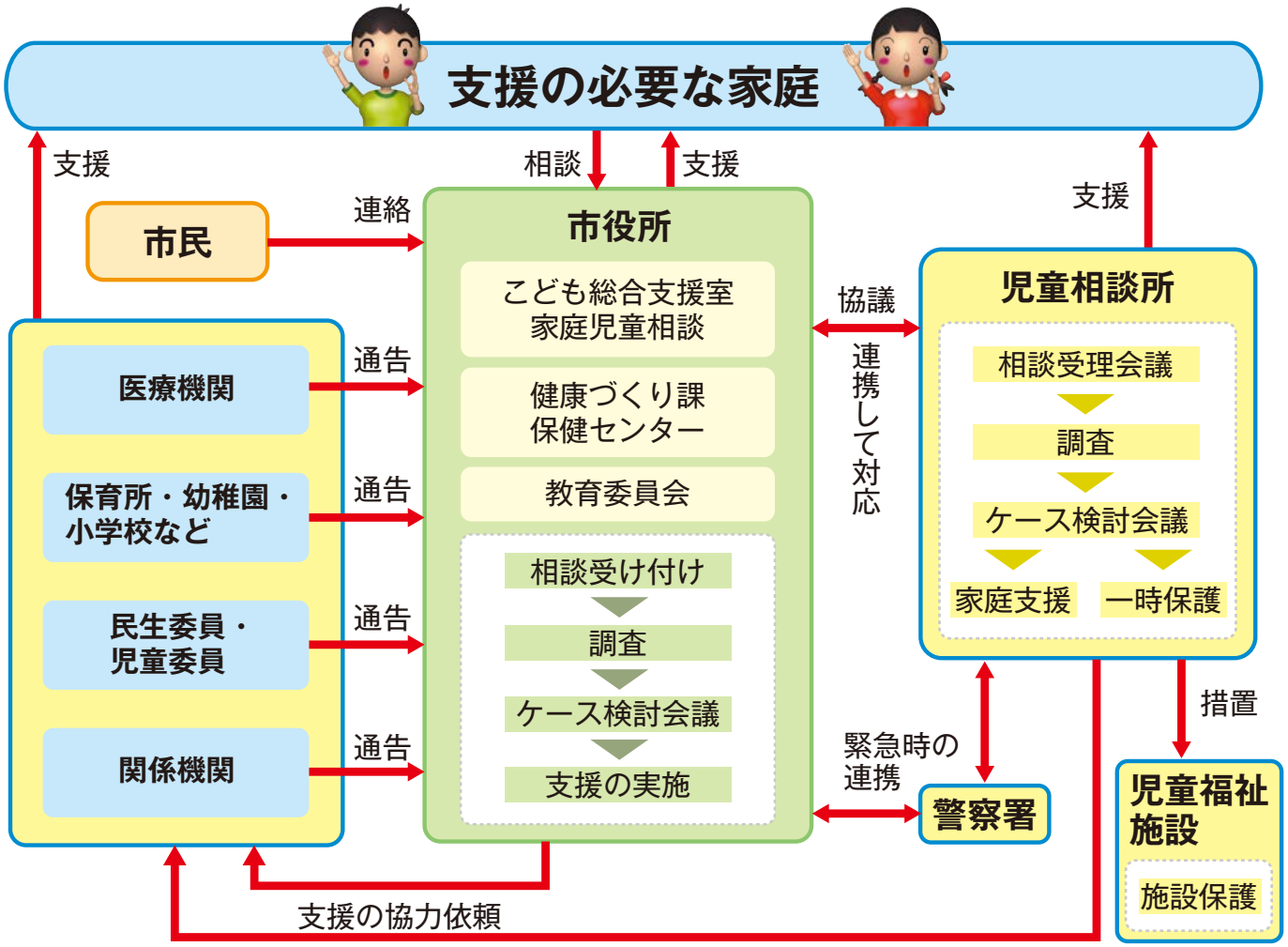
虐待防止のための体制